

説苑



歴代内務土木局長と其時代 (四)

——犬塚勝太郎氏——

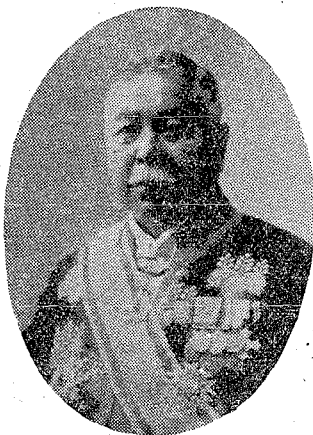
清 水 生

拙文を弄して歴代の内務土木局長と其時代を執筆してゐる記者は、四月十日丁度天氣も良しつい思ひ立つ儘に相州鎌倉なる犬塚勝太郎氏をその邸に訪れた。云ふ迄もなく犬塚氏は本誌前號に記載の仲小路廉氏が土木局長の職を去つた、明治三十七年六月六日にその跡を繼いで同日土木局長に就任してゐるからである。

鎌倉驛に着いて驛前から三十分毎に發車する淨妙寺前行のバスに乗つて終點に下車した記者は附近の人に犬塚邸を

聞くとわけなく教へてくれた。犬塚氏の邸は鎌倉五大山の一寺である淨妙寺の側面直ぐ上の鎌倉山の中腹にある。洋館の玄關に立ちて來訪を告ぐべくベルを押して取繼ぎの人が出てくる間に四方を見渡してゐたが、邸は背後に山を覆い前面には一つの谷を隔て、又山を以てつゞまれ、閑靜幽翠の地を卜して建られてある。稱や初夏の候に近いと云ふのに裏山からか谷間からか何所からとなく鶯の啼聲が聞こへてくる。又青々とした空には盛んに雲雀が囀つてゐた。

畏友平井泮民氏の紹介状を貰らつて持つてゐたから未だ面識もないに拘らず間もなく應接間に通された。紅茶が運ばれて暫時待つ間に一番先に目に付いたのは無落款の「壽如大海」の石刷の掛物と眉山蘇軾と落款のある「環碧亭」とある三字の扁額である。傍らには飾り棚があつて、古代羅馬の石壁や地中から掘出された上古時代の陶器類や、鎌倉時代彼の青砥藤網が川に落した錢を探さしめたと云ふ當時の古錢類が揃つてある。これ等を眺めてゐる間に主人の犬塚氏が微笑を浮べて記者の待つてゐる應接間に現はれたので早速引見された。挨拶を述べてから約一時間あまり、雑談と云ふのか氏が土木局長時代の回顧談とも云ふか夫れに移つたが、壁頭氏は自己のことを語るの自然自己宣傳になるから語るのを好まないと云はれ、亦私の土木局長時代は多分永かつたが、今から云へば餘程古いから只だ思ひ出た儘であると斷つて話された。



私は土木局長に就任したのは今日から思へば随分古いことだから、一ち／＼順序を立て、系統的に話す材料の持合せも玆にはないから、只だ思ひ出したことを断片的に云ふと、當時港灣調査會の設立とその官制制定には多分力を入れたものだ。夫れから治水調査會の設置に付いても中々議論もあつたが、どうしても直轄河川修築等の根本方針を確立するために必要で、これにて相當努力して漸く作つたやうな始末であつた。そうして六十五河川の決定を見たやうに思ふ。道路法の制定のためその下準備にも相當研究もなし、亦調査もして漸くその緒に付いたやうであつた。元來土木局と云ふ所は他の局とは異つて道路、河川、軌道、港灣、都市計畫等々とこれ等の仕事がその重なるものであるから、云へば技術局と云つたやうなことで従つて内務省内の一局と云ふても多少他局と違つた意義を持つ

てゐた。土木行政は畢竟この技術統一と云ふことにもなるか、豫算の如きも土木事業費を臨時費でまかなう方が多かつた。私の時代に確か信濃川の第一期工事が竣工したやうに覺へてゐるし、新潟港の改築や水道の補助等もなしてやつたやうに思はるる。土木局は技術本意の所で

あるから、技術者の確かりしたものを置かんと効果を舉げらんと思ふたから、私は大阪にゐる沖野工學博士を是非共招いて技術方面は一切沖野君の意見を尊重して所理してゐた。沖野君はこの方面には實に立派の人で、當時よくやつてくれたと今でも思ふてゐる。まだその時代は都市計畫と云ふことも中々進歩して居らず、何んでも東京市の道路の舗装に付て取敢へず補助を與へて今の須田町と九段附近に最初試みに舗装工事をやらして見たやうな次第で、その時に自動車一臺を買はして、その上を運轉して見てその結果を見たやうなこともあつた。

私は土木局長時代に二回歐洲に赴つたが、確か國際労働會議と萬國道路會議等に列席のためであつたが、自分の

局長時代には三回程このやうな會議が伯林等で開かれたが、その一回は沖野君と同時私の下で庶務課長をやつてゐた小橋一太君を派遣したが、何んでも小橋君は途中病氣で歸つて來たやうに覺へてゐる。

こゝで氏は話題を轉じて、

自分は随分永い間役人をしてゐたが、實は役人も餘り好まない。夫れかと云ふて學者も好まないし、殊に政黨も一寸關係したが、政黨——黨人は不適當と思ふてゐる。

實を云へば勝手にやるのが好きである。——「ア……と笑われる」此頃の役人——若い人達は智識も進歩してゐるか、餘りに自己の昇給だとか昇進だとかを望んで官より受くる仕事を眞剣にやると云ふことには缺けてゐないか——維新の元勳と云はるゝ人達にも年齒は違ふが御目にかゝつて種々話しも聞いたし、又尋ねても見たが、勿論この人達も自己の榮達は望んでゐただらうが、例へば閣議でも常に辭表を懐ろに收めてこれに望み自己が國家のために是なりと信ずることには堂々と主唱もな

し、亦議論をも闘はして意見を述べたとのことであつた。閣員ばかりではなく他の官吏も仕事の上に於ては眞剣であつたと思はれる。然るに今日の人は利巧と云ふか、世渡上手と云ふか、全く此等の氣慨がなくなつたやうに思はれる。

更に亦話題を轉じて前局長の仲小路氏も關係あつたが、あの米騒動の話に移つたが、

私があゝの米騒動の直後農商務次官になつたが、あの當時米が大變不足してゐるから外米混入をするかとか、造酒高を二百石に制限するかとか、其他今日既に議論したり云つてゐる案は色々あつたが、今日あゝの企畫院邊りですつてゐるやうに理論的に統計や紙とソロバンとで机上で成程理論には立派に計畫が立つたが、サア一實際となると中々うまく行くものではない。當時私は益田孝君に遇ふて米の問題を話した所、夫れなれば一人實際家を紹介しやうと云はれてその人を紹介してくれた。遇ふて聞いて見ると中々米の實際家としてくはしいので役人ではない

が私の云へは私の顧問として理論と實際とを克く相互に取れてやつたが、比較的効果があつたやうに思はれた。

實際に實現に策應してやることを無視してはいかんと思ふ。これもついでの話したが、その時米が不足してゐるから造酒を二百石に制限しやうとの話が出たが、私は一般國民が米の問題で騒いでゐる際であるから、効果は兎も角として精神的にもよいと思ふて賛成したが、何んでも時の農相山本達雄君から原首相に話した處、一般労働者は何を樂しみにして終日働くか、一日専心労働して夕方歸へて只だ一杯の酒を飲むのを樂みに働いてゐるのであるに、それ迄して若し造酒制限の結果惡質のわるい酒でも増へて來ては却つて労働者の體質問題のみならず、此等の人々の慰安にもかわいそうだとこのことで原君が反對したのでこれはやめたことがある。

話しは茲に三度轉じて氏は記者の問ひに對して、

私の讀書——これは私は人の演説や議論も聞くが、結局讀書は一番智識を啓發してくれると思ふ。たまには讀書

のため深夜に及ぶこともあるが、まあ讀書してゐるのが一番よい。私の趣味か——私は今迄何等の趣味もないから、讀書するのにか關の山位である。嗜好物と云つても亦何もないが、以前には烟草は好きであつた。葉巻を一日に三十本位ふかしたものだ、今では身體の具合上斷然やめて絶對禁煙してゐる。若し今迄續けてゐたら私は今迄いきてゐないかも知れん。

と笑われた。記者と未だ嘗て面識もなく、亦今度初體面にも拘らず、平井兄の添書でそのお蔭で心持よく次から次と斷片的に話され、亦記者の愚問にも答へられた好意は感謝する。フト懐中の時計を見れば指針は既に一時を廻つてゐたからこの位にして辭郎した。茲に例に依つて一寸犬塚氏の略歴を書いて置くが、

犬塚氏は明治元年三月舊庄内藩士犬塚盛魏氏の長男として生れてゐる。明治二十二年東京帝國大學英法科を卒業して間もなく内務省に入り、内務大臣秘書官に至つたが、後ち法制局參事官に轉じ更に貴族院書記官を経て鐵道局

長官に進みだが、再び内務省に戻つて土木局長として約六年三ヶ月を就任し、その當時二度海外に派遣されてゐる派遣中電報で長崎縣知事に任ぜられ、次いで青森大阪の各縣府知事を歴任して遞信、農商務の兩省次官になつた。退職後貴族院議員に勅選せられ亦前記の如く萬國道路會議國際勞動會議等に政府代表として派遣せられ。正三位勳一等に叙せられてゐる。

斯様に氏は永く官界生活にゐたが、その間土木局長は比較的永かつたやうである。氏の土木局長は前記の如く明治三十七年六月六日に就任して同四十三年九月十日に長崎縣知事に轉任したか、その間芳川顯正、兼任清浦奎吾子、原敬、平田東助氏等の四大臣に仕へてゐる、當時の次官は山縣伊三郎、吉原三郎、一木喜徳郎の三氏であつた。

茲で一寸土木直轄工事の來歴を見るに、一體我國は古來から水害は頗る多く、その損失額も年に數千萬圓の多きに達してゐるから、政府も治水政策の必要を認めて河川の修築改良に努力してゐるが、政府が始めて直轄工事として施

行したのは淀川で、其起工は實に明治七年五月で、次いで翌九年十一月には信濃川、同十一年三月には木曾川、十五年六月には北上川、阿賀野川の工事を起し、更に十六年度には富士川、庄川、十七年度には阿武隈川、最上川及び筑後川、吉野川と次ぎ／＼に工を起し、明治十八年には大井、天龍の兩川の工事を實施するに至つてゐる。然して是等十四河川の工事は専ら低水工事及砂防工事を施行したが、明治十九年に至つて淀川以外の河川に高水工事をも併行することになつた。二十九年四月に始めて河川法が公布せられて同法に依つて工事を進められてゐる。犬塚氏が土木局長時代には臨時治水調査會が設置されて直轄河川六十五を決定し、亦仲小路廉氏局長時代からの懸案である信濃川の分水工事、利根川第二期工事を引繼いで更に第三期工事の起工に着手してゐる。其他淀川及其下流と遠賀川、吉野川、高梁川、渡良瀬川等の各川の各改修工事を起工してゐる。夫れから港灣改良事業に付ては我國では明治初年以來或るは直轄工事を起したり、又は國庫補助を興へてこれが助成

に勉めたりしたが、産業發達と國運の急進は益々港灣問題に重要性を加へるに至つたので、明治三十三年勅令を以て港灣調査會を新設して港灣に關する重要事項を調査審議することになつたが、三十六年に至つて各種の調査會廢止と共に同會も一旦廢止して仕舞つたが、犬塚氏の土木局長時代明治三十九年六月に再び港灣調査會官制を制定してこれを復活して再び港灣調査會の設置を見るに至つてゐる、而して同會に於て審議調査の上本邦の港灣を三種に區分して、第一は國に於て修築するもの、第二は地方起工のものに對して國庫より相當の補助を興へるもの、第三は地方が獨力經營に屬すべきものとに區別して、明治四十年十月に犬塚氏が局長の時代に國家が直轄工事する第一種港として横濱、神戸、下關、門司「關門海峡を含む」敦賀の五港を撰定指定してゐる。第二種港即ち國庫から相當額の補助を興ふる港灣としては東京港を始めとして大阪、鹿兒島、長崎、境、新潟、船川、四日市、鹽釜の十港を定めてゐる。即ち犬塚氏の土木局長時代に我國で始めての重要港灣を指定

したのである。而して敦賀港と關門海峡の改良工事は直轄工事として起工を開始し、亦四日市港は三重縣で國庫から補助を受けて夫々氏の在職中に修築工事に着手してゐる。

氏は亦道路法制定の下準備にも相當力を致してゐるが、一體道路法の制定は多年の懸案であつて、既に明治二十一年頃からこれが調査に着手してゐたが、その間公共道路條例とかいふものを起草して道路に關する法制を確立せんと努力したのである。而して道路法として具體的成案を得たのは、故古市公威男の後を繼いで土木局長となつた都筑馨六男「本誌二十二卷第四號に記載」の時代に稍完備した法制を起草したのであるが、確かその當時土木交通に關する制度として河川法、道路法、港灣法を制定せんとして各々草案に取かゝつたが、その内河川法が明治三十三年の帝國議會の議決協賛を経てこれを施行することになつたから最も早かつたのである。然るに道路法は明治二十九年に公共道路法案なる名稱の下に帝國議會に提出したが、遂に否決の運命に陥つたので、再び明治三十二年帝國議會に提出し

て今度こそはと政府當局もその通過を圖るために大に努力したるにも拘らず、亦々通過を見なかつた次第である。道路法はこのやうな経緯を持つてゐるから、大塚氏も亦道路法の制定にはその當時地方長官の意見を徴したり、更に調査研究を重ねて適當に修正を加へたりして所謂その下準備をなしてゐたが、結局氏の時代に於ても道路法の制定は實現出来なかつたが、然しこれには相當努力したものである。

ついでだから書くが、斯様に永き懸案であつた同法も最後の制定を見たのは、水野鍊太郎氏が内務大臣で小橋一太氏がその下に次官で堀田貢氏が土木局長時代の大正八年四月に至つて法律第四十八號を以て公布するに至つて多年の懸案が解決を見た譯けである。

元來道路は交通上の重要な機關であると共に、産業上からも、軍事上からも、一國の經濟力發達のために益々改良整備の必要あるは論を俟たないのに拘らず、從來我國の道路は極めて不完全で、これを文明國の交通機關としては甚だ遺憾の點が多かつた。畢竟これは道路行政の極めて不振

の結果であつた。この點は夙に當局者も氣付てはゐたが、種々の事情がこれを果たせなかつたのである。道路行政の根本的基礎法たる道路法の制定は大正八年に漸く出來上つたと云ふことは、我國の諸般の國情から觀察して餘りに遅延すぎるの觀があるが、敢て歴代當局者の緩慢を責むる譯けには行かざる事情もあらうと思はる。

犬塚氏の局長時代にはこれ等の外にも細々な點を擧ぐれば相當澤山あるが、大體この位にして置く。多小重複の嫌はあるが犬塚氏が土木局長時代にやつた重なるものを要約して見れば、

- 一、臨時治水調査會の設置と直轄六十五川の撰定指定
- 二、港灣調査會官制の制定と重要港灣の撰定及指定
- 三、敦賀港修築及關門海峡の改良工事の起工
- 四、信濃川分水工事及び利根川第二期及第三期浚川及び遠賀川吉野川高梁川渡良瀬川の各改修工事の起工
- 五、道路法制定の準備

等々と要摘することが出来る。氏に最も接近してゐた某氏

が記者に語つた所に依ると

犬塚氏は性格は非常に謹嚴重厚とでも云へよう。そうして仕事には眞面目に非常に熱心である。亦研究心に富んでゐる。役人時代には相當部下のもの等に對して小言は云つたやうだが、その内に中々情味があつて部下の面倒等もよく見たものである。非常に讀書が好きで旅行の際などもカベンの中には必ず二三冊の書物が入つてゐて旅行中旅館に投宿した際などでもことによると夜の一時二時頃迄でも獨りで讀書してゐることが度々あつた。現在七十三歳の高齢だが尙壯健で餘程攝生に意を用ゐられてゐるやうである。世間の一部では氏は官僚形の人物のやうに云ふ人々もあるがこれは全くの誤つた評であると語つたが、記者も最近初めて氏に遇つて見たが、官僚形の人と云ふのは間違つてゐると思ふ。初めて對面して見て何所かに情味のこもつたところがあると感じた。その次から次きに斷片的に語られた所をチツト聞いてゐる間に何等か或るものを得て人をして引き付けらるゝ感がないでもない

ら、犬塚氏のごときはこれ位でこの拙稿を終るが、本文中の同氏の談は勿論文責記者に在ることを斷つて置く。

訂正

本誌第二十二卷第四號八十五頁、歴代内務土木局長と其時代

茨城縣の災害救済土木事業の執行と

其の前後の情況 (八)

灌 川 勸 則

十四、府縣工事箇所選定標準

前述の如く、事業主體と各事業主體が執行する事業分量が決定したのであるが、府縣事業を如何なる場所に起工するか町村事業は如何なる標準に依り各町村に配當するかに付ては、特に最深の注意を拂ひ事業起興の目的を完全に達するの方途とせねばならぬ、町村事業費配當に付ては次に述ぶることとし、先府縣事業に於ける工事箇所選定の標準を述べれば左の通りである。

中の南部光臣氏の傳記中に氏が「明治三十六年一月土木局長となつて四十年十一月群馬縣知事に轉じてある約四ヶ年」とあるを明治三十七年二月の誤りであつたから訂正して置く。

一、町村事業が耕地被害反別並農作物中水陸稻の被害額を基本數字とし各町村に對する事業費配當の標準と爲したるに對し府縣事業は専ら大局的見地に立ち被害相、被害濃度及要救済者の分布状態を考慮し被害區域中重要な地點に工事箇所を配置することとせり。

二、災害救済農業土木事業、軍用飛行場建設事業、災害復舊土木事業、災害復舊農業土木事業、内務省直轄河川並國道改良事業、國庫補助府縣道改良事業、國庫補助中小河川改良事業、國庫補助漁港修築事業其の他勞賃を仕拂